
第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と目的

近年、人口減少や少子高齢化の進行、世帯構造の変化などを背景に、全国的に空き家が年々増加しています。また、長期間使用されず、適正な管理が行われていない空き家は、建物の倒壊や火災の危険性などの安全性の低下、犯罪の誘発、公衆衛生の悪化など、多岐にわたる問題を引き起こす原因となり空き家が増加していくと、これらの問題が一層深刻化することが懸念されます。

国では、こうした状況を背景に、平成26年(2014年)11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「空家法」という。)」を公布、平成27年(2015年)5月に施行されました。

本市では、平成27年(2015年)2月、深谷市自治会連合会と「空き家等の見守りに関する協定」、(公社)深谷市シルバー人材センターと「空き家等の適正管理に関する協定」をそれぞれ締結し、空家法の施行以前から空き家の実態調査を実施するなど、空き家問題に取り組んできました。さらに、不動産関係団体と協定を締結し、平成28(2016)年4月、「深谷市空き家利活用ネットワーク制度」を創設するなど、空き家の適正管理の促進と活用を推進する体制を構築してきました。

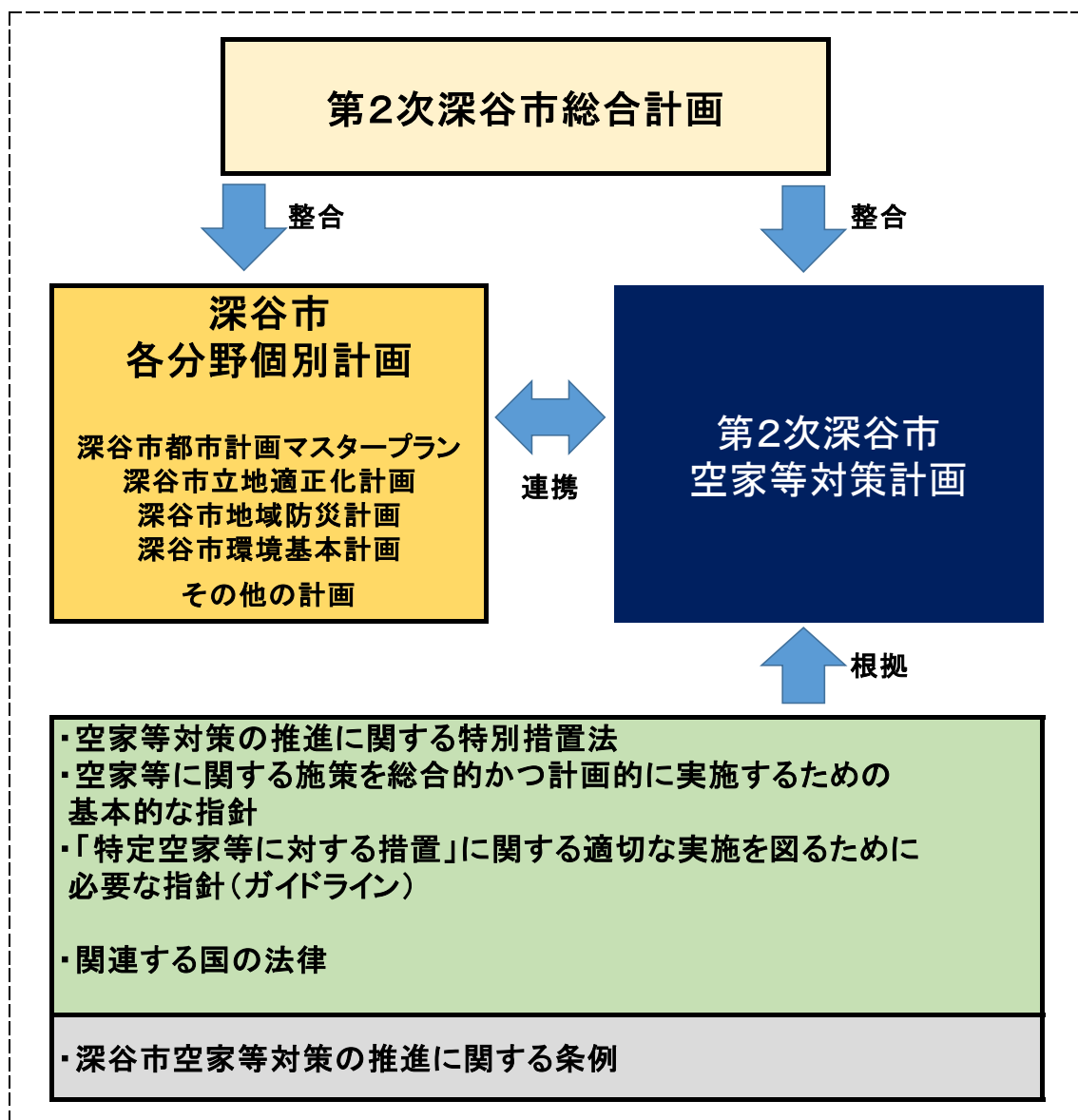
その後、平成30年(2018年)3月に本市の空き家対策を総合的かつ計画的に推進するため、「深谷市空家等対策計画(以下「第1次計画」という。)」を策定し、平成30年(2018年)12月には「深谷市空家等対策の推進に関する条例(以下「条例」という。)」を制定するなど、これまで空き家対策を計画的に進めてきました。

このたび、計画期間である5年が経過することから、庁内の「空家等対策会議」や外部の有識者で構成される「空家等対策審議会」での意見交換を重ねて計画内容の見直しを図り、本市の空家等対策の基本姿勢を示すとともに、空家等対策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、「第2次深谷市空家等対策計画(以下「本計画」という。)」を策定します。

■本計画での「空き家」は、送り仮名の付け方(昭和48年内閣告示第2号)に基づき、原則「空き家」と表記しますが、法律名、計画名、審議会名等の一部の用語については、空家法に基づき「空家等」と表記します。

1-2 計画の位置づけ

本市の空家等対策計画は、空家法第6条及び条例第3条第1項の規定に基づく計画であり、上位計画である第2次深谷市総合計画との整合及び各分野の個別計画との連携を図ります。



1-3 計画の対象

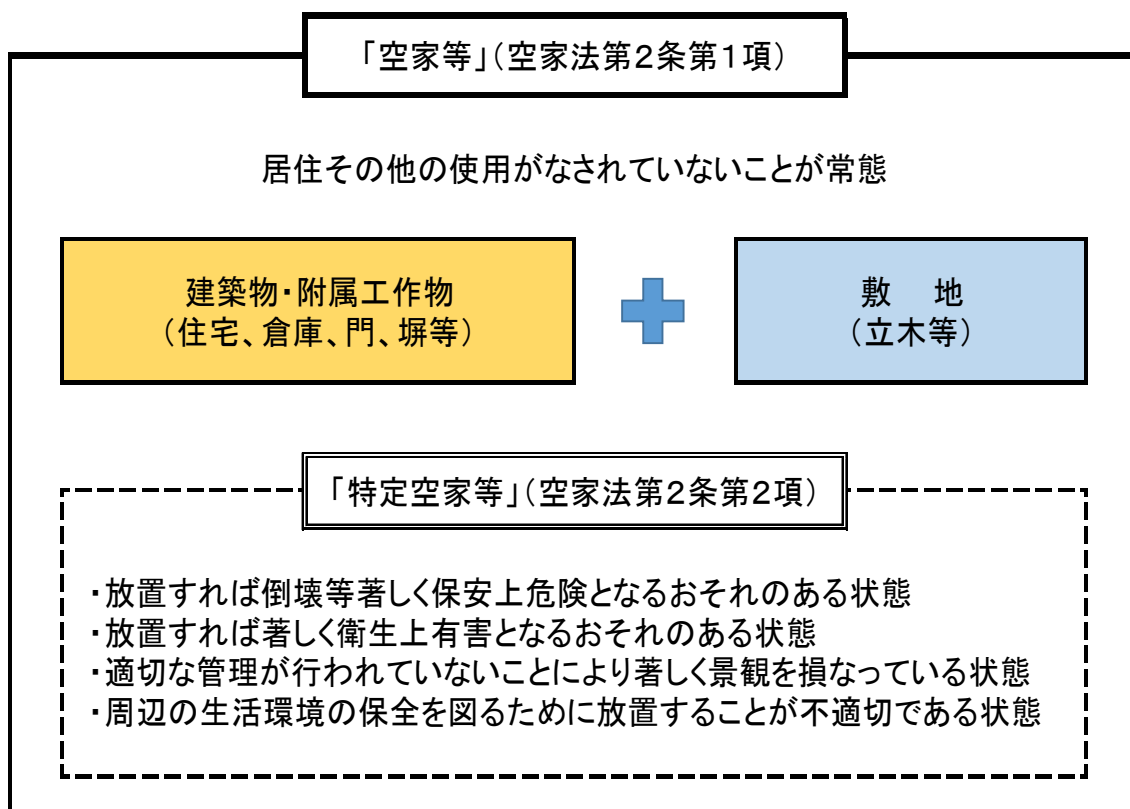
(1) 対象地域

空き家の発生は、市内の特定の地域に限定されないため、市内全域とします。

(2) 対象とする空き家

本計画の対象とする空き家は、空家法第2条第1項に規定される空家等とします。現に居住している者がおらず、概ね年間を通じて建築物等の使用実績がない家屋などは、空家等と認められると考えられます。

ただし、本市の実態調査の結果や空き家に関する相談などの状況から、一戸建て住宅に対する取組を重点的に進めていきます。



1-4 計画の期間

計画の期間は、令和5年(2023年)度から令和9年(2028年)度までの5年間とします。

また、国の施策の動向や社会情勢の変化などにより、必要に応じた見直しを行うものとします。

計画年度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
第2次 深谷市 空家等 対策計画	計画期間					次期計画	
	-----		適宜見直し		-----		

【参考】

計画年度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
住宅・土地 統計調査	実施 予定					実施 予定	
第2次 深谷市 総合計画	後期基本計画期間					次期計画	

1-5 SDGs（持続可能な開発目標）との関係

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

すべての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、17のゴール（目標）及び細分化された169のターゲット（達成基準）から構成されています。

SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール（目標）



本計画は基本理念として、「空き家の管理や活用は所有者等の責任で行うことを基本としつつ、市を中心に、市民、関係機関、自治組織、事業者など、多様な主体が協働して空き家対策に取り組み、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。」としており、空き家等に関する施策に取り組むことで以下のゴール（目標）に貢献します。



SDG s 11 「住み続けられるまちづくりを」

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



SDG s 17 「パートナーシップで目標を達成しよう」

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する